人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―三四―二三

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表の備考第三項を次のように改める。

3　この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―四〇―三七

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「する週休日」の下に「、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―四二―二八

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

別表のニの項中「国立がんセンター総長」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一〇二（研究員調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一〇二―五

人事院規則九―一〇二（研究員調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一〇二（研究員調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二三―二

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二十四号中「（看護研修研究センターを除く。）」を削る。

第三条第十一号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　航空局技術部航空機安全課航空機技術審査室の業務

第三条第十一号に次のように加える。

ト　航空局管制保安部管制技術課技術管理センター準備室の業務

第四条第一号中リを削り、ヌをリとし、ルからヤまでをヌからクまでとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一一―八―二六

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五　国立児童自立支援施設並びに国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の国立保養所及び国立知的障害児施設

別表職員の欄中「国立看護大学校の校長、教授、准教授、講師及び看護学部長」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○文部科学省告示第七十号

高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第五条第四項の規定に基づき、専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に定めることとされたものを次のように定め、平成二十二年四月一日から実施する。

なお、平成十七年文部科学省告示第五号（高等学校卒業程度認定試験規則第五条第四項に基づき、専修学校高等課程を定める件）は、廃止する。

平成二十二年四月一日

文部科学大臣　川端　達夫

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づく指定を受けている専修学校の高等課程